

( 変更 1 回 ) 契 約 変 更 の 内 容

契 約 変 更 年 月 日	令和 7 年 8 月 18 日
契 約 業 者 名	株式会社井木組
契 約 業 者 の 住 所	鳥取県東伯郡琴浦町大字赤崎 2000 番地 1
工 事 の 名 称	鳥取港千代地区防波堤（第 1 ）（西）工事
工 事 場 所	鳥取県鳥取市港町（千代地区）および港町地先
工 事 種 別	港湾土木工事
工 事 概 要  ( 変更 し た 内 容 )	労務単価及び積算基準の変更
工 期 ( 自 )	令和 7 年 4 月 15 日
工 期 ( 至 )	令和 7 年 11 月 21 日
変更前の契約金額	217,800,000 円 ( 税込み )
変 更 金 額	421,334 円 ( 税込み )
変更後の契約金額	218,221,334 円 ( 税込み )
変 更 理 由	別紙変更理由書のとおり

### 変更理由書

1. 工事名 鳥取港千代地区防波堤（第1）（西）工事
2. 工期 令和7年4月15日～令和7年11月21日
3. 請負金額 当初 217,800,000
4. 変更理由

本工事は、鳥取港千代地区防波堤（第1）（西）のケーン製作工およびケーン進水据付工を施工するものである。

#### 1) 工事請負契約書第65条による請負代金額の変更

本工事は、令和7年4月15日付けをもって 株式会社井木組 代表取締役 井木 敏晴と契約締結したところであるが、「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について（令和7年2月17日付け）及び「令和7年3月より適用する「港湾請負工事積算基準」に係る取扱いについて」（令和7年2月28日付け）により決定された事項について、今般、工事請負契約書第65条による請負代金額の変更の協議について請求があったため、請負代金額の変更を行う。